

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案に関する参考資料

I. サービスの向上

①住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所変更等の届出の省略について	1
②社会保険と労働保険との連携の推進について	2

II. 保険料の収納対策の強化等

①国民年金保険料に係る納付環境の整備について	4
②学生納付特例事務法人の創設について	5
③国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用について	6
④保険医療機関・介護サービス事業者に係る社会保険料の納付の促進について	9
⑤社会保険労務士に係る社会保険・労働保険の保険料の納付の促進について	16
⑥事業主との連携による保険料納付の促進について	18

III. 公正・透明・効率的な運営の確保

①事務費国庫負担の見直しについて	19
②福祉施設規定の見直しについて	21
③基礎年金番号の法定化について	22

住民基本台帳ネットワークシステムの活用による住所変更等の届出の省略等について

【現状】現在、住基ネットから本人確認情報の提供を受けて活用している事項

- (1) 20歳到達者情報の取得による国民年金の加入勧奨・職権適用（平成15年4月～）
- (2) 裁定請求の際の住民票の写しの添付省略（平成15年10月～）
- (3) 年金受給者の生存確認による現況届の省略（平成18年10月～（12月生月者から省略の対象））



【今回の改正事項】住基ネットの利用拡大（住民基本台帳法及び国民年金法等の改正）

(1) 国民年金の未加入者対策（平成19年度～）

34歳に到達した者の本人確認情報を住基ネットから取得し、国民年金が適用されていない者（未加入者）に対して資格取得届出の勧奨等を行う。

(2) 国民年金、厚生年金等の被保険者等の住所変更等の届出の省略（平成23年4月～）

現在、国民年金、厚生年金等の被保険者・年金受給権者の住所等が変更になった場合には、市町村又は事業所を通じて届け出させていただいている。これについて住基ネットから被保険者・年金受給者の本人確認情報を取得し、年金公法人において記録を変更することにより、住所変更等の届出が不要となる。

※住民基本台帳法では、住基ネットからの本人確認情報の提供先と提供目的（事務）を法律上限定していることから、同法を改正。また、大半の被保険者・年金受給者の住所変更等の届出を不要とするため、国民年金法等を改正。

廃止する届出の種類・割合（粗い試算）

※数値は、「処理データ量」も含まれ、正確な件数ではない。

社会保険庁への申請・届出	年金受給権者現況届		平成23年4月～段階的に廃止	(存続)	(存続)
	平成18年10月～段階的に廃止	約1億3,600万			
件数・処理量	約1億3,600万	約2,600万	約700万	約3,300万	約1,200万
構成比	100%	約19%	約5%	約24%	約9%

社会保険と労働保険の連携の推進について

1. 現 状

(1) 社会保険・労働保険徴収事務センターの設置（15年10月1日設置）

保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国の社会保険事務所（312カ所）に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置。

【実施事務】

ア. 社会保険及び労働保険に関する届出の受付（15年10月1日開始）

- ・社会保険の算定基礎届及び労働保険の保険料申告書等の受付。
- ・社会保険と労働保険の届出契機が同一の届出の一括受付（18年10月～）。

イ. 賃金・保険料額に関する事業所調査の実施（15年10月1日開始）

- ・徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を実施。

ウ. 事業所説明会の開催（16年3月1日開始）

- ・社会保険の算定基礎届説明会（毎年6月開催）及び労働保険の年度更新説明会（毎年3～4月開催）を開催。
- ・事業所説明会の開催時期を統一（19年3月～）。

エ. 滞納整理の実施（16年4月1日開始）

- ・社会保険と労働保険の保険料をいずれも滞納している事業所（共通滞納事業所）について、保険料の滞納整理を実施。

(2) インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付（15年10月27日から順次実施）

インターネットを利用して、事業主が365日24時間、自宅や会社から時間の制約なく保険料徴収関係の届出を含め、社会保険と労働保険の各種届出の共通項目については一括（7グループ19届出）して行うことができるとした。

2. 今後の取組

(1) 今回の改正事項

①社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一（21年4月施行）

労働保険における年度更新（当該年度の概算保険料及び前年度の確定保険料の申告納付）の期限を、社会保険の標準報酬月額の算定に関する届出の期限である7月10日に統一。

②現物給与の評価の統一（21年4月施行）

報酬等の一部が通貨以外の現物（住居、食事等）で支払われる場合の評価について、厚生労働大臣が定めることに統一するとともに、現物給与の標準価額を都道府県単位で統一。

③労働保険の適用事業所に関する資料の提供要求（公布日施行）

社会保険と労働保険の連携の一環として、都道府県労働局等が社会保険事務所等の官公署に対し、事業所に関する情報提供を求めることが可能とする。

(2) その他の事項

①社会保険・労働保険の申請・届出様式の共通化（20年4月から順次実施）

申請契機が同一である申請・届出様式について、事業主の負担軽減等を図るため、様式ごとの記載事項の必要性も検証しつつ、共通様式化を進める。

また、電子申請・届出システムの入力の合理化についても合わせて推進する。

②社会保険・労働保険の適用の統一等（20年4月から施行）

社会保険・労働保険の適用に関する通達について見直し、現行の法体系の下で可能な限りその解釈、表現の統一を図る。

また、既に適用されている事業所・事業に関しても、現行の法体系の下で可能な限り、取扱いに差異があればその解消に努める。

なお、将来的には統一事業主番号の付与を行うことも検討。

③保険料の計算・賦課・納付の在り方

社会保険・労働保険の保険料の計算・賦課・納付に関し、事業主の利便性の向上等を図る観点から、賃金総額に着目する方法を社会保険に活用することを含め、その在り方について引き続き検討。

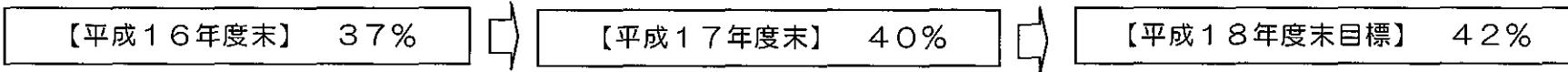
国民年金保険料に係る納付環境の整備について

国民年金保険料の収納に関しては、口座振替の利用を促進するとともに、納めやすい環境を整備するため、コンビニエンスストアやインターネットによる保険料の納付を実施している。今般、これらに加えて、クレジットカードによる保険料の納付について、平成19年度中の実施が可能となるよう法的整備を進める。

1. 口座振替

保険料の割引（平成17年4月から実施）や納め忘れの防止などのメリットを周知することにより、口座振替による納付の促進を図る。

【口座振替の利用率】



2. コンビニ納付 (平成16年2月から実施)

(利用状況)

平成16年度	347万件
平成17年度	589万件

3. インターネット等を活用した電子納付 (平成16年4月から実施)

(利用状況)

平成16年度	7万件
平成17年度	14万件

4. クレジットカード納付の導入 (平成19年度中に開始) <改正事項>

クレジットカード納付を導入し、事務の効率化と納付率の向上を図り、口座振替による納付と合わせて、利用率50%を目指す。

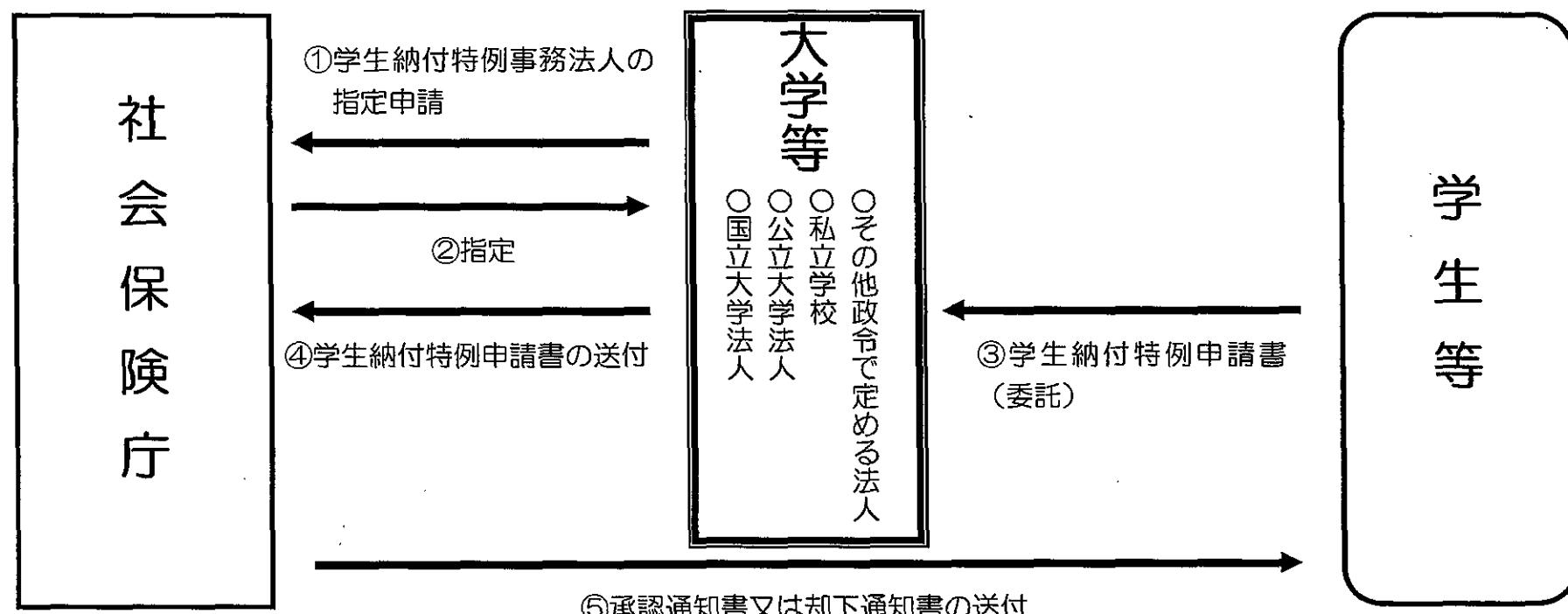
学生納付特例事務法人の創設について

○学生納付特例

国民年金法第90条の3の規定により、学生等である被保険者又は学生等であった被保険者（以下「学生等被保険者」という。）の申請に基づき、学生等である期間又は学生等であった期間のうち社会保険庁長官が指定する期間に係る保険料につき、保険料納付を猶予することとしている。

○大学等の教育施設における手続の代行

学生等被保険者の年金受給権の確保の観点から、学生納付特例を普及・推進するため、大学等の教育施設において、大学等の設置者が学生等被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができるることとする。



国民健康保険（市町村）との連携について —国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用—

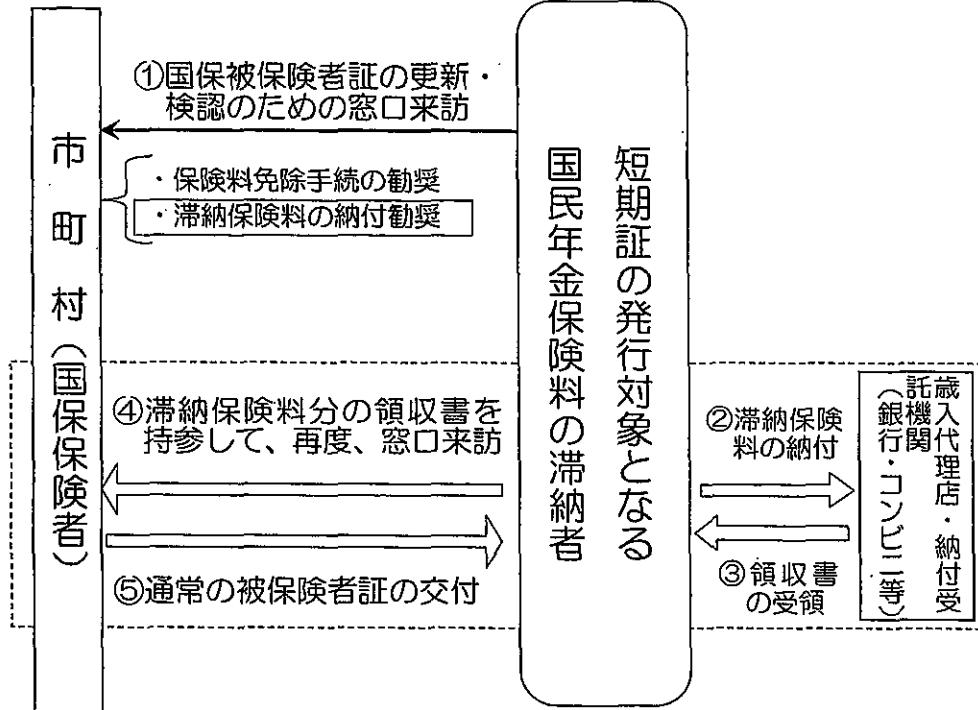
考え方

- ◎ 高齢化の進展とともに、地域経済に占める年金給付のウェイトが高まっており、今後、更なる高齢化の進展を考慮すると、年金受給権の確保は地域経済の発展のためにも重要な課題。
- ◎ 現在、介護保険料（1号）の徴収の80%は年金からの天引き（特別徴収）により行われており、市町村の効率的な事務の実施に貢献している。さらに、平成20年度から、新たな高齢者医療制度の保険料や前期高齢者の国保保険料についても、年金から天引きすることとされており、住民の年金受給権の確保は、このような仕組みが機能するための前提であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠。

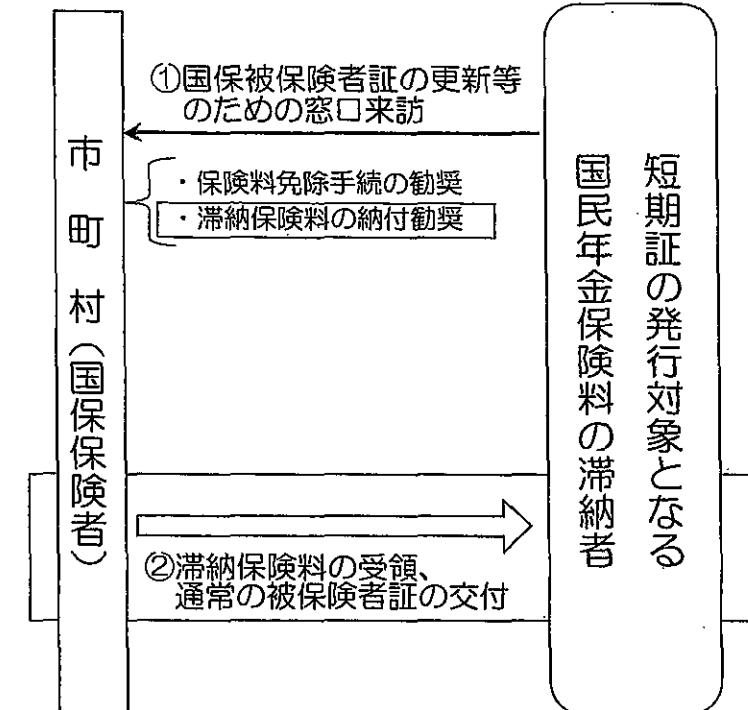
概要

- ◎ 現在、国保保険料（税）の未納がある場合には、市町村の判断により、国保の短期被保険者証（短期証）を発行することができるが、これに加え、国民年金保険料の未納がある場合についても、短期証を発行することとする。
 - 国保の短期証の仕組みは、市町村の窓口で短期証を発行することを通じて、市町村が保険料未納者との接触の機会を増やし、自主的な納付などを直接働きかけることを目的として設けられたもの。
※ 短期証は、通常の被保険者証と比較して有効期限が短いのみで、市町村の窓口で検認・更新を経れば、医療機関においては通常どおり3割の窓口負担で受診が可能（資格証明書（窓口10割負担）とは異なる）。短期証の発行によって受診を抑制するものではない。
 - 今回の措置は、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、短期証の仕組みを通じて、負担能力のない方への免除措置や、未納者への自主的な納付の働きかけを行い、市町村が住民の年金受給権を確保することができるようとするもの。
 - 今回の措置を実施する市町村に対しては、条件整備として、①未納者からの保険料の受領を可能とする（納付受託機関）、②住民の未納情報の提供、③住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置、④交付金による財政上の手当、といった措置を講ずる。

〈 市町村が保険料を受領できない【現行】 〉



〈 市町村を納付受託機関とする 〉



※ 市町村を納付受託機関とすることは、

- ・ 短期証の発行対象となる国民年金保険料の滞納者が被保険者証の更新等のために窓口を来訪した際に、滞納保険料をその場で支払うことができるようにするためのもの。
- ・ 市町村に国民年金保険料の徴収責任を負わせるものではない。

国民年金に関して市町村が行っている事務等について（現行制度）

法定受託

第1号被保険者の資格の届出の受理等

- 資格の取得・喪失、種別変更の届出の受理
- 氏名、住所変更の届出の受理
- 任意加入の申出の受理及び事実の審査
- 国民年金手帳の再交付申請の受理
- 付加保険料の納付・納付辞退の申出の受理及び事実の審査 等

年金たる給付の裁定請求の受理等

- 第1号被保険者期間のみの者に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定請求の受理及び事実の審査
- 年金額の改定の請求、氏名、住所、払渡方法の変更の届出の受理及び事実の審査 等

保険料免除の申請の受理等

- 法定免除該当届・非該当届の受理及び事実の審査
- 申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請の受理及び事実の審査

協力連携

国民健康保険料等市町村公金との集合徴収の合同実施

資格取得届等提出時における納付督促、口座振替、前納の促進

国民健康保険料等市町村公金と併せた口座振替の促進

市町村発刊の広報誌等への保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の掲載

年金制度一般に関する相談対応

社会保険制度内の連携について（1）

— 保険医療機関等・介護サービス事業者に係る社会保険料の納付の促進 —

考え方

- ◎ 社会保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の納付が重要であり、社会保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 保険医療機関等や介護サービス事業者は、医療保険や介護保険といった保険料を主たる財源とする事業に参加し、当該保険料を原資とする報酬を受ける主体。社会保険料を自主的に納付していただいていることが、当該事業へ参加するための前提であり、これらの者が、社会保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。

※ ①介護保険料の年金から天引き（特別徴収）や、②平成20年度から実施される後期高齢者医療保険料（75歳以上）及び国保保険料（65歳～74歳）の年金からの天引きなどを踏まえると、年金は医療保険及び介護保険を支える重要な原資。今後の高齢化の進展を見据えると、こうした傾向は更に強まっていく。
- ◎ 社会保険に密接に関わる事業者による社会保険料の納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者の指定等（又は更新）を認めないこととする必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。

概要

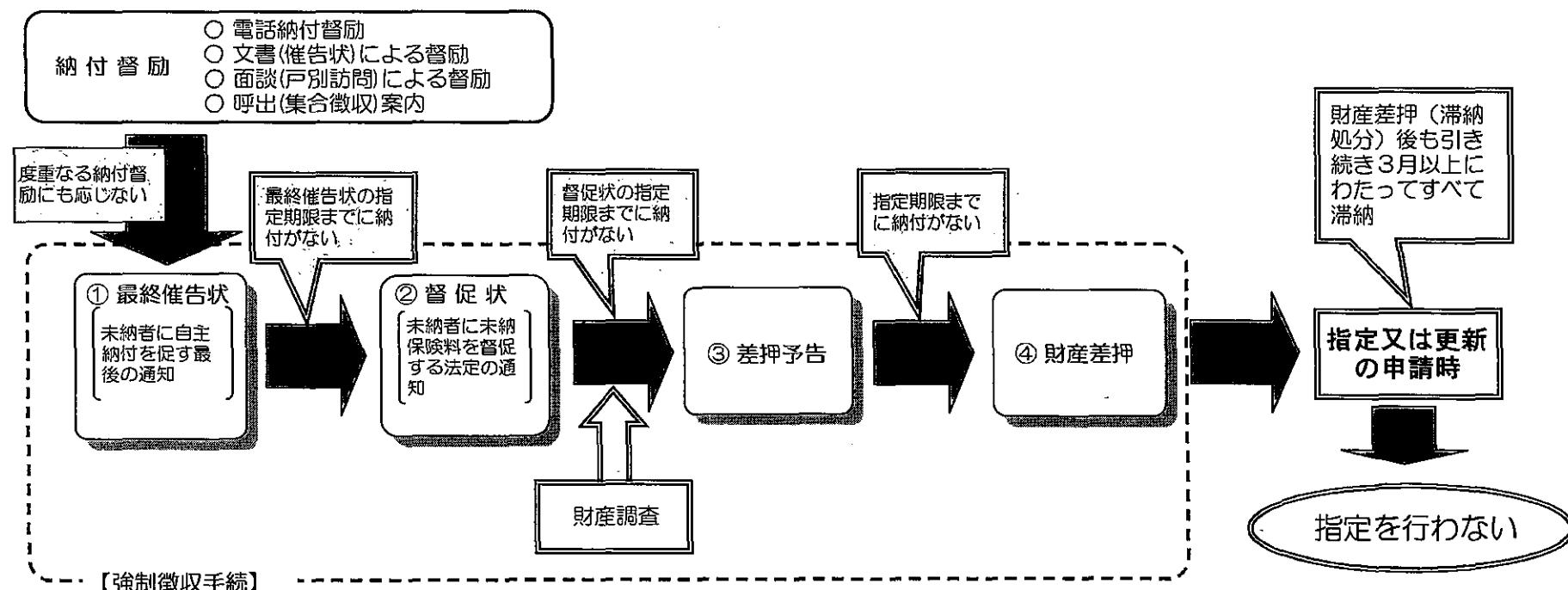
- ◎ 社会保険に密接に関わる次の事業者の指定等の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該指定等（又は更新）を認めないこととする。
 - 保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者
 - ①医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、②年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
 - 介護サービス事業者
 - ①介護保険料・医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料等）、②年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお正当な理由なく3か月以上引き続き滞納している場合）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該欠格事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、指定拒否にはならない。
- ※ また、新規指定の申請の際と更新の際を対象とするものであり、指定の取消事由とするものではない。
- ◎ 保険医療機関等や介護サービス事業者の関係団体が、当該団体の構成員等で未納となっている者に対し、国民年金保険料の納付状況の確認等を行うことができることとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供することとする。

保険医療機関等・介護サービス事業者の指定・更新について（国民年金保険料の滞納の場合）

《今回の措置の要件等》

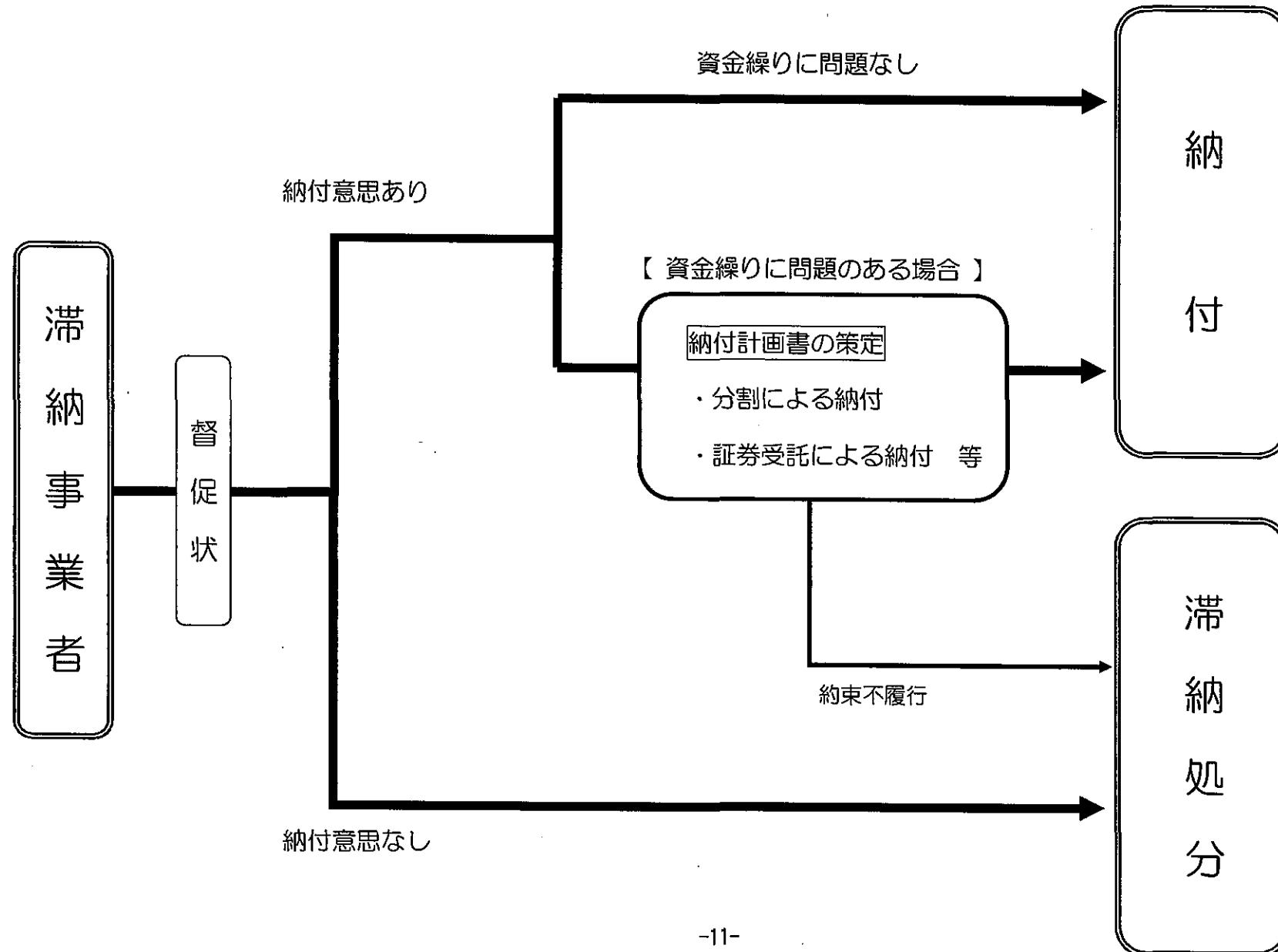
- 保険医療機関等・介護サービス事業者の指定等を対象とする（保険医や介護支援専門員等の登録を対象とするものではない）。
- 開設者・管理者等が滞納処分（差押）を受けたにもかかわらず、その後も引き続き滞納状態が3ヶ月以上続く場合が対象。
(開設者・管理者等以外の従事者等は対象とならない。)
 - ・ 滞納処分を受けたとしても、その後の保険料を納付していれば指定等は行われる。
- 指定申請と更新を対象とするものであり、指定等の取消しの対象とはしない。
- 要件該当で指定等が受けられなかった場合でも、その後、滞納分の保険料を納付して再申請を行えば、指定等は行われる。

【今回の措置に係る流れ】



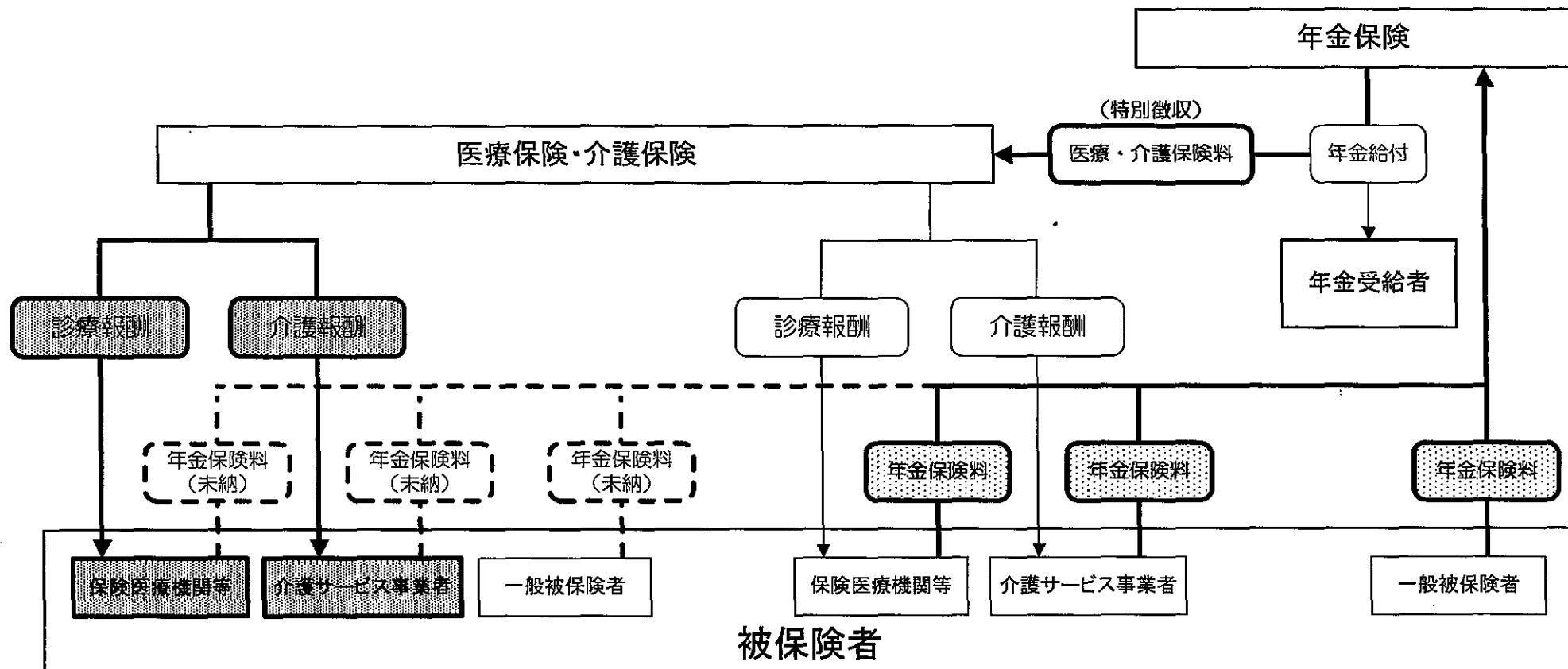
滞納事業者に係る取扱いについて

(健康保険・厚生年金保険料の場合)



社会保険料たる年金保険料と保険医療機関等・介護サービス事業者の関係について

- 高齢化の進展の中で、現役世代が保険料を負担することによって支えられる公的年金（強制加入・賦課方式）は、医療保険・介護保険の原資としての役割を益々高めてきており、社会保険料たる年金保険料が適正に納付され、これにより確実に年金が給付されることが、医療保険・介護保険の給付の安定につながる。
※ 介護保険料の年金からの天引き（特別徴収）や、平成20年度から実施される後期高齢者医療保険料（75歳以上）及び国保保険料（65歳～74歳）の年金からの天引きなどを踏まえると、年金は医療保険及び介護保険を支える重要な原資となっている。
- 保険医療機関等や介護サービス事業者は、医療保険や介護保険へ参加し、保険料を原資とする報酬を受け取る主体。医療保険や介護保険を支える年金保険料を自主的に納付いただいていることが、当該事業へ参加するための前提であり、これらの者が年金保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。



今回の措置の対象について

1. 保険医療機関等及び介護サービス事業者

[考え方]

社会保険たる医療保険・介護保険・年金制度において、

①保険料を原資とする報酬を受け取る事業主体であり、かつ、

②指定など法律に基づく行政行為により、当該報酬を受け取る事業主体としての地位を付与されるもの

医療保険	保険医療機関
	保険薬局
	指定訪問看護事業者
介護保険	指定居宅サービス事業者
	指定地域密着型サービス事業者
	指定居宅介護支援事業者
	指定介護予防サービス事業者
	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	指定介護予防支援事業者
	指定介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	指定介護療養型医療施設

2. 社会保険労務士

社会保険等に関する法令に基づく申請書等の作成、手続の代行、相談・指導等を業務としており、その専門性から特別な地位（業務独占・名称独占）が法律上付与されているもの

年度別滞納処分実績について

厚生年金保険料

職種(業種)	滯納処分				
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
保険医療機関	60	76	78	103	101
保険薬局	16	21	14	36	24
指定訪問看護事業者	1	6	6	10	22
指定居宅サービス事業者	2	4	11	19	19
指定居宅介護支援事業者	6	11	17	26	32
指定介護老人福祉施設	0	0	0	2	6
介護老人保健施設	1	5	5	6	11
社会保険労務士事務所	0	2	5	2	3
合 計	86	125	136	204	218

国民年金保険料

職種(業種)	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	督促	滯納 処分	督促	滯納 処分	督促	滯納 処分
医師	5	1	7	1	23	6
歯科医師	23	5	40	12	61	19
薬剤師	1	0	4	0	4	1
社会保険労務士	0	0	1	1	0	0
合 計	29	6	52	14	88	26

※平成15年度以前については、社会保険事務所に現存する滞納処分票等から確認できたものであり、全数ではない。

※当該職種であることが判明した者の数であり、全数ではない。

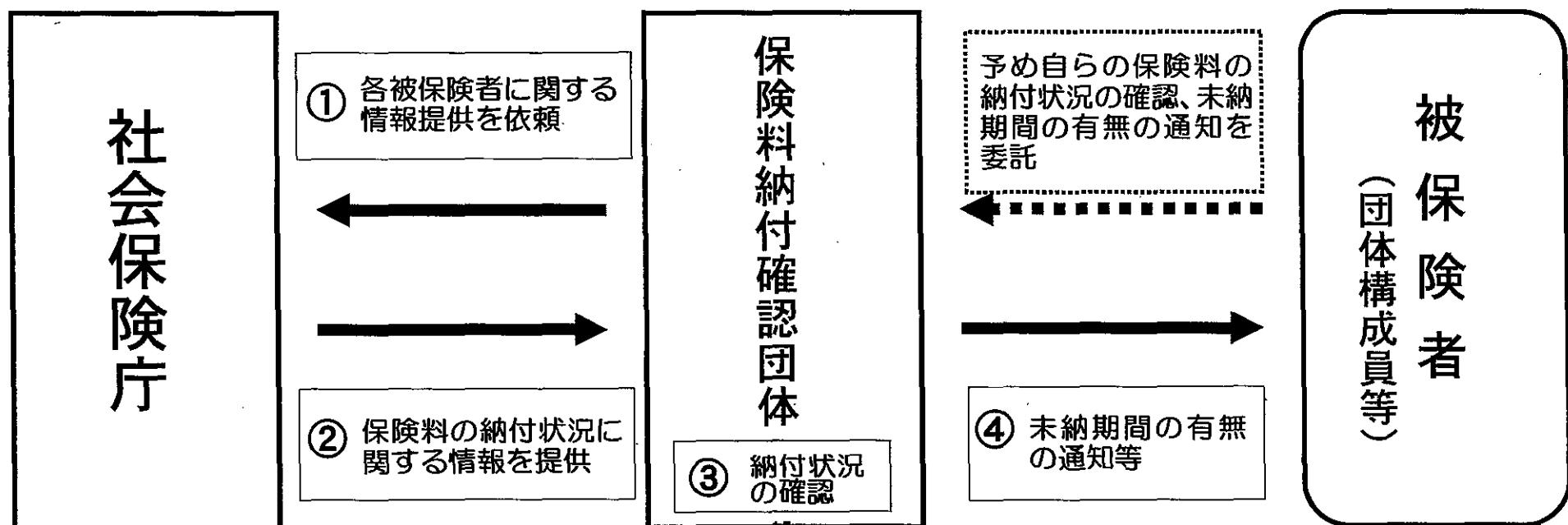
保険料納付確認団体について

◎趣旨

- ・国民年金第一号被保険者にとっては、将来の年金受給権を確実に確保するため、納め忘れることなく保険料を確実に納めることが重要である。そのため、保険料納付確認団体を通じて自らの保険料の納付状況を確認できるようにし、当該団体の構成員たる被保険者の保険料の未納を防止し、構成員の年金受給権の確保等を図る。

◎概要

- ・一定の要件を満たす団体を「保険料納付確認団体」とし、団体を通じた納付状況の確認等を可能とすることにより、当該団体の構成員たる被保険者の納付を促進する。(平成20年4月からの実施を予定)
- ・「保険料納付確認団体」は、
 - (ア) 当該団体の構成員たる被保険者からの委託に基づき、
 - (イ) 社会保険庁から提供される情報をもとに、国民年金保険料の納付状況を確認し、
 - (ウ) 未納期間の有無を本人に通知できることとする。(これにより、未納期間がある方の自主的な納付を促進する。被保険者の個人情報を取り扱うことから、法律上の守秘義務を規定。)



社会保険制度内の連携について（2）

－ 社会保険労務士に係る社会保険・労働保険の保険料の納付の促進 －

考え方

- ◎ 社会保険・労働保険制度においては、保険料の確保は欠くことのできない制度の存立基盤。このため、被保険者等による保険料の納付が重要であり、社会保険・労働保険制度に関わる各関係者が、そのために力を合わせていく仕組みを整えることが必要。
- ◎ 社会保険労務士は、社会保険・労働保険に関する法令に基づく申請書等の作成及び手続の代行や相談・指導等を業務としており、その専門性から特別な地位が認められている主体。社会保険・労働保険の保険料を自主的に納付していただいていることが、その地位を認められるための前提であり、社会保険労務士が、保険料を確実に納付する仕組みが設けられていることが、制度に対する国民の公平感や信頼感を保つ上でも重要。
- ◎ 社会保険労務士による社会保険・労働保険の保険料の納付を促す仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該社会保険労務士の登録を認めないこととすることが必要。併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。

概要

- ◎ 社会保険労務士の登録の申請に当たり、長期間にわたって（※）、次のそれぞれの保険料の自主的な納付がなかった場合には、当該登録を認めないこととする。
 - ①年金保険料（厚生年金保険料、国民年金保険料等）、②医療保険料（健康保険料、国民健康保険料、船員保険料、後期高齢者医療保険料等）、
③介護保険料、④労働保険料
- ※ 今回の措置は、長期間にわたり自主的な保険料の納付がない場合（滞納処分が行われた後もなお保険料の納付がない場合を想定）を対象とするもの。したがって、申請の際に当該登録拒否事由に該当していたとしても、その後、滞納分の保険料を自主的に納付し、再度申請が行われれば、登録拒否にはならない。
- ※ また、新規登録の申請の際を対象とするものであり、登録の取消事由や欠格事由とするものではない。
- ※ 税理士法においても、重加算税の賦課等、脱税行為が明らかになったことを登録拒否事由としている。社会連帯を基本とする社会保険・労働保険において悪質で確信的な保険料滞納者について、社会保険労務士の登録を拒否することは、税理士法の登録拒否事由とも均衡が取れている。
- ◎ 社会保険労務士の登録を受けた者が、自主的な保険料の納付を長期間行わない場合は、事案によっては社会保険労務士として適格性を欠く悪質なケースもあると考えられる。その際には、厚生労働大臣は、社会保険労務士法の規定により、一年以内の業務の停止の懲戒処分を行うことも検討する。
- ◎ 社会保険労務士の関係団体が、当該団体の社会保険労務士で未納となっている者に対し、国民年金保険料の納付状況の確認等を行うこととするとともに、そのために必要な情報を社会保険庁から当該団体に提供できることとする。

社会保険労務士と税理士の登録要件について

○ 今回の措置

- ・ 社会保険労務士は、社会・労働保険に関する申請書等の作成等を業務とし、その専門性から特別な地位を付与されている。
- ・ 社会・労働保険料を自主的に納付することがその地位を認められるための前提であり、長期間にわたって自主的な納付がない場合（※）には、社会保険労務士の登録を認めないこととする。
※ 滞納処分が行われた後も、なお3月以上にわたり保険料の納付がない場合

○ 税理士法との比較

税理士についても、重加算税の賦課等、脱税行為が明らかになったことを登録拒否事由としており、今回、社会連帯を基本とする社会・労働保険に関する業務を専門的に担う社会保険労務士について、長期にわたる確信的な保険料滞納者の登録を認めない措置を講じることは、税理士法の登録拒否事由との均衡上も必要な措置といえる。

○ 現行法における社会保険労務士と税理士の登録拒否事由

社会保険労務士法 第14条の7	税理士法 第24条
① 懲戒処分により、業務を停止された者	① 懲戒処分により、業務を停止された者
② 心身の故障により業務を行うことができない者	② 心身の故障により業務を行うことができない者
③ 社会保険労務士としての適格性を欠く者	③ 税理士としての適格性を欠く者 ④ 国税又は地方税について、不正に賦課、徴収等を免れ、又は免れようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しない者等

事業主との連携による保険料納付の促進について

考え方

- 事業主が使用する者のうち、厚生年金の適用とならない短時間労働者等に対し、従業員の将来の年金権の確保を図る観点から、事業所を通じて、国民年金制度や手続についての周知徹底や手続勧奨等を行う。
- また、国民年金保険料の適正かつ効率的な徴収を行うため、事業所における納付勧奨等について事業主の協力を得る。

概要

1 対象事業主

厚生年金の適用事業所の事業主

2 従業員に対する制度・手続きの周知に関する協力

従業員の採用や退職、被扶養家族の認定等の際に、国民年金保険料の納付勧奨や口座振替手続、保険料免除、学生納付特例等の手續の周知及び申請書等の配布を依頼。

3 事業所における納付勧奨等に関する協力

社会保険事務所職員が、事業所の短時間労働者等を対象として年金相談や、保険料納付に関する説明会等を実施する際の場所の提供・従業員への周知等の協力を依頼。

4 協力依頼に係る規定の整備

上記に關し、事業主に対して必要な協力を求めることができる旨の規定を、国民年金法に設ける。

事務費国庫負担の見直しについて

- 年金事務費について、国の厳しい財政事情にかんがみ、平成10年度以降、その一部に保険料を充てる財政上の特例措置が継続的に講じられてきたが、年金新組織の発足等の取組を機に、社会保険庁改革の一環として、受益と負担の明確化等の観点から、全額を国庫負担するという原則を見直し、平成20年度予算から、保険料財源の充当を制度化する。

(参考1) 年金事務費への保険料充当の措置

- ・平成10年度～平成15年度 財政構造改革の推進に関する特別措置法
- ・平成16年度～平成18年度 財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律〔単年度毎の特例措置〕
- ・平成19年度 今国会提出の公債特例法案に基づき、引き続き単年度の特例措置が講じられる予定

(参考2) 国庫負担と保険料負担の区分について

- ・平成17年度より、国民の理解を得られるよう、国庫負担と保険料負担の区分を見直し、保険料負担を保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定した上で、職員人件費のほか、職員宿舎、公用車等の内部管理事務費を国庫負担とした。
- ・平成20年度以降も、国庫負担と保険料負担の区分については、平成17年度の考え方を基本とする。

(参考3)

○財政制度等審議会答申（平成17年11月）

年金事務費はそもそも基本的に年金給付と密接不可分なコストであり、保険料を充てることにより給付と負担の関係がより明確になるというメリットもあることから、他の特別会計における事例等も参考にしつつ、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。

○行政改革の重要方針（平成17年12月閣議決定）

年金事務費については、平成19年度より、受益と負担の関係の明確化等の観点から、その一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。

○年金事務費の取扱いについて（平成18年12月財務・厚生労働2大臣合意）

1. 年金事務費の財源の取扱いについては、平成19年度は、財政上の特例措置を継続することとし、特例措置の範囲については、原則として平成17年度予算及び平成18年度予算と同様の取扱いとする。
2. 平成20年度以降は、国民年金法等において、年金事務費の一部に保険料を充てる恒久措置を講ずるものとする。

契約事務の適正化等について

社会保険庁における調達については、国会審議や会計検査院の検査結果等において、安易な随意契約が結ばれているなど、適切でないと指摘を受けたところである。

このため、契約事務の競争性・透明性の確保、調達コスト縮減を図るため、以下の取組を行っている。

1. 競争入札等の徹底（H16.8より実施）

物品等の調達に当たっては、会計法令上、随意契約ができる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを徹底。

2. 調達に係る審査体制の強化

本庁の調達案件は、本庁に設置した、民間アドバイザーも参画する「社会保険庁調達委員会」（H16.10より実施）において、事務局・事務所の調達案件は、各社会保険事務局に設置する「契約審査会」（H17.4より実施）において、調達の必要性、数量、契約方法等を審査。

また、500万円以上の随意契約は、事前に厚生労働副大臣へ報告。

さらに、100万円以上の随意契約については、本庁に設置した「随意契約審査委員会」において事後審査。審査結果はホームページで公表。

（参考）

17年度の調達コスト削減実績：調達計画額の12%の削減（削減額：154億円）

3. 内部監査の強化（H17.1より実施）

厚生労働本省から人材の派遣を受けて、本庁経理課に「監査指導室」を設置し、本庁及び全47事務局に対する会計監査を厳正に実施。

福祉施設規定の見直しについて

【現状】

- 従来、被保険者等の福祉を増進するために「必要な施設をすることができる」旨の規定(厚年法第79条、国年法第74条)を根拠に、保険料を財源として、年金福祉施設の整備、年金教育・広報、年金相談等の事業を実施。
- 年金福祉施設については、平成16年3月の与党合意等を踏まえ、
 - ・年金保険料は、「年金給付及び年金給付に関する経費」以外には充てないという方針の下で、
 - ・国から独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資し、5年間で整理合理化を推進。

(平成17年10月～)



【今回の改正内容】

「必要な施設をすることができる」旨の規定を廃止するとともに、これまで当該規定を根拠に実施されてきた事業のうち、公的年金事業の円滑な実施のために真に必要なものを法律上限定的に明記。

- ①年金教育・広報 ・・・ 中高生・大学生に対する年金教育、被保険者等を対象とした制度内容や手続の周知 等
- ②年金相談 ・・・ 年金加入記録の照会対応、年金見込額の試算 等
- ③情報の提供 ・・・ 58歳到達者に対する年金加入記録のお知らせ、加入履歴等を印字した裁定請求書の送付、インターネットを活用した年金加入状況の情報提供 等
- ④オンラインシステムの運用 ・・・ 年金給付・被保険者資格記録等の管理 等
- ⑤年金担保融資 ・・・ 年金担保融資事業を実施する独立行政法人福祉医療機構に対する交付金の拠出

基礎年金番号の法定化について

【基礎年金番号の活用の現状】

- 年金事業運営の適正化・効率化、被保険者・年金受給権者に対するサービスの向上を図るため、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入。
- 基礎年金番号の活用により、的確・迅速な年金相談・裁定事務の実施、制度間調整による過払い防止など、被保険者・受給者に対するサービスの向上が図られている。

※基礎年金番号は10けたの番号で、付番されると番号は生涯変わらない。付番件数は10,426万件（平成18年5月現在）

※どの社会保険事務所や共済組合が発行したかを示す4けたの「記号番号」に、個人を識別する6けたの番号が続く。

△△△△一〇〇〇〇〇

（4けたの記号番号） （6けたの個人を識別する番号）

【今回の改正事項】

1. 基礎年金番号の法定化（事業運営改善法案において措置）

- 年金をはじめとする社会保障制度の業務を効率的に行うため、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の記載事項として法定化し、年金公法人の業務と他の社会保障に関する業務の連携を図るため基礎年金番号を活用する。
 - ・裁定請求書の事前送付や届出漏れの防止、届出の簡素化など年金業務で活用
 - ・障害年金と傷病手当金の併給調整など年金と他の制度との調整等に活用
- 基礎年金番号を適正に活用するため、住民基本台帳法に準じて、番号の告知要求制限等の措置を講じる。

2. 年金個人情報の利用及び提供の制限（年金公法人法案において措置）

- 基礎年金番号を含む年金個人情報の利用・提供について、次の場合のみ、年金公法人による利用・提供を認める。
 - ①年金事業の運営のため必要な場合
 - ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合
 - ③年金公法人が利用・提供する相当な理由があると認められる場合